



鳥取県公報

平成 30 年 4 月 13 日 (金)
第 8 9 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (272) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (273) (〃) 2
	生活保護法による施術者の指定 (274) (〃) 2
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (3件) (275~277) (水環境保全課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (278) (農地・水保全課) 4
	土地改良区の役員の就退任 (279) (中部総合事務所農林局) 4
◇ 調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 5

告 示

鳥取県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称(氏名)	所在地(住所)	指定年月日
のぐち腎クリニック	倉吉市下田中町880-1	平成30年4月1日

2 薬局

名称(氏名)	所在地(住所)	指定年月日
徳吉薬局 日赤前	鳥取市尚徳町114-6	平成30年4月1日

鳥取県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名称(氏名)	所在地(住所)	廃止年月日
皆生堂薬局	米子市皆生三丁目12-5	平成30年3月1日

鳥取県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏名	住所	指定年月日
織田 香	米子市中島二丁目14-36	平成30年4月1日
岡本 英明	米子市大谷町181-1	〃

鳥取県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
北栄町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北条都市計画下水道事業 北栄町流域関連公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和60年2月1日から平成36年3月31日まで
(変更前 昭和60年2月1日から平成13年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
北栄町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北条都市計画下水道事業 北栄町特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間
平成16年2月24日から平成36年3月31日まで
(変更前 平成16年2月24日から平成31年3月31日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鳥取県告示第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
北栄町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大栄都市計画下水道事業 北栄町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成17年12月9日から平成36年3月31日まで
(変更前 平成17年12月9日から平成31年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

鳥取県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大原土地改良区の定款の変更を平成30年4月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年4月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年4月13日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

理 事	竺 原 明 広	倉吉市耳589
〃	山 本 武	倉吉市鴨河内2520-1
〃	栗 原 隆 政	倉吉市鴨河内1641
〃	野 儀 進	倉吉市福山407-2
〃	山 根 昭 浩	倉吉市石塚208-1
〃	山 根 清 人	倉吉市上古川317
〃	藤 井 大 輔	倉吉市蔵内78-1
〃	山 下 賢 一	倉吉市小鴨864-1
〃	高 田 茂	倉吉市中河原355-1
〃	荒 川 靖 之	倉吉市中河原569
〃	黒 川 幸 人	倉吉市北野490
〃	山 本 和 雄	倉吉市生田661
〃	大 田 正 規	倉吉市丸山町566-2
〃	長谷川 稔	倉吉市西倉吉町25-15
〃	池 田 栄 彦	倉吉市福守町532
監 事	山 本 正 雄	倉吉市鴨河内451
〃	小 谷 義 則	倉吉市上古川312-1
〃	加 島 豊 年	倉吉市不入岡317-1
〃	坂 本 福 朗	倉吉市旭田町87

平成30年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	鹿 嶋 廣 子	倉吉市耳609-1
〃	山 本 悟	倉吉市鴨河内2563-1
〃	森 昭 雄	倉吉市鴨河内2116
〃	野 儀 進	倉吉市福山407-2
〃	山 根 昭 浩	倉吉市石塚208-1

”	小 谷 義 則	倉吉市上古川312-1
”	藤 井 大 輔	倉吉市蔵内78-1
”	山 下 賢 一	倉吉市小鴨864-1
”	高 田 茂	倉吉市中河原355-1
”	中 野 政 芳	倉吉市中河原393-2
”	黒 川 幸 人	倉吉市北野490
”	山 本 和 雄	倉吉市生田661
”	岡 本 義 則	倉吉市丸山町535-1
”	増 本 俊 和	倉吉市西倉吉町114-18
”	池 田 栄 彦	倉吉市福守町532
監 事	山 本 正 雄	倉吉市鴨河内451
”	福 井 久 夫	倉吉市上古川223-2
”	加 島 豊 年	倉吉市不入岡317-1
”	坂 本 福 朗	倉吉市旭田町87

平成30年4月6日就任 任期3年

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年4月13日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

1	調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県立中央病院超音波診断装置ほか医療機器 一式
2	契 約 方 式	総合評価一般競争入札
3	落 札 日	平成30年3月20日
4	落札者の名称及び所在地	東京医療化学株式会社 東京都品川区西五反田一丁目14-1
5	落 札 金 額	1,611,360,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6	入 札 公 告 日	平成30年1月12日
7	落 札 方 式	総合評価落札方式
8	契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室 鳥取市江津730